

準関係法令の遵守のほか、シフト設定等の課題への配慮の要請を行っている。

### 3 「働き方改革」の実現

若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した方も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジである「働き方改革」は、働く人の視点に立ち、働く人一人一人の意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするための改革である。平成29年3月、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」におい

て、「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

本実行計画には、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用労働者の待遇改善のほか、子供・若者への支援・環境整備の推進として、給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高校中退者等に対する就労・自立支援、多様な選考機会の促進、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化等が盛り込まれた。

引き続き、「働き方改革実行計画」における子供・若者の支援についても、10年先を見据えたロードマップに沿って、着実に施策を進めていく。

## 第4節 社会形成への参画支援

### 1 社会形成に参画する態度を育む教育の推進

子供や若者は次代を担う存在であり、彼らが自立した社会人として生きていくためには、世の中の仕組みや社会人としての権利・義務などに関する正しい知識を持ち、また、社会の形成者としての基本的な資質や能力、態度を身に付けておく必要がある、そのための教育や機会の提供が重要である。

#### (1) 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では従来、小学校・中学校の社会科や高等学校の公民科等において、例えば、我が国の民主政治や議会の仕組み、政治参加の重要性や選挙の意義、法や経済の仕組み、雇用と労働などの政治、法や経済に関する教育が行われている。また、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、社会科や家庭科など関連する教科等において、例えば、小学校では社会生活を営む上で大切な法や決まりなど、中学校では契約の重要性や、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政など、高等学校では消費者に関する問題などについての学習が行われている。また平成29年3月に改訂した小学校・中学校の学習指導要領では、例えば、小学校では市町村による公共施設の整備を扱う際の租税の役割や、売買契約の基礎などについて、中学校では民主政治の推

進と公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加や、消費者被害の背景とその対応などについて新たに明記するとともに、平成30年3月に改訂した高等学校の学習指導要領では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す必修科目として「公共」を新設した。このように、小学校・中学校・高等学校を通じて主権者教育や消費者教育などの充実を図ることなどにより、社会形成に参画する態度を育む教育の推進を図っている。

文部科学省は、小学校・中学校・高等学校等において、児童生徒に持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識や社会形成に参画する態度等を育むことを狙いとして、地域や現実社会における諸課題（例えば、政治参加、消費生活、税など）を追究したり解決したりする実践的な学習プログラムを開発するための実践研究を教育委員会などに委託して行い、その成果の普及に努めている。

#### (2) 主権者教育（総務省、文部科学省）

選挙権年齢の引下げを内容とする平成27年6月の「公職選挙法」（昭和25年法律第100号）の改正に伴い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育を一層推進することが重要となった。

総務省及び文部科学省では、連携して平成27

年度から政治や選挙等に関する副教材や教員用の指導資料を作成・配布し、学校教育における活用や出前授業の実施など、様々な取組を行ってきた。令和3年度においても、副教材を全国の国公私立高等学校等の高校1年生を対象に配布した。

また、総務省では、国民が積極的に投票参加するよう、政治や選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図る観点から、以下の取組を行った。

- ・主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例の横展開等により、選挙管理委員会及び学校等の教育機関が行う主権者教育の取組を支援
- ・各地の選挙管理委員会と連携し、地域の啓発団体や若者を対象とした研修会等の開催
- ・政治や選挙等に対する理解を深めてもらうよう、若者向けの啓発イベントを開催

さらに、大学等に対しては、入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動を促しているほか、住民票異動の必要性や不在者投票制度等について周知を行っている。

令和3年10月31日に実施された第49回衆議院議員総選挙においては、10歳代の投票率は43.21%（18歳の投票率50.36%、19歳の投票率35.93%）<sup>57</sup>となった。

また、進学等により引っ越しをする機会の多い、18歳・19歳に対し、住民票の異動について十分に周知するため、平成27年度から引っ越しをした際には住民票を異動すべき旨や不在者投票制度の手続を記載したリーフレットの作成・配布を行っており、令和3年度においても全国の選挙管理委員会に配布し、継続的な周知啓発を実施した。なお、不在者投票については、投票用紙等をオンラインで請求することができるようにするなど有権者の利便性向上に努めている。

### (3) 法教育（法務省）

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方や公正な判断力、社会への参加意識を身に付けるための教育

（法教育）を推進しており、以下を始め様々な取組を行っている。

- ・教育学者や法律学者、法律専門家等の有識者により構成される法教育推進協議会を開催し、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点で検討
- ・発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小学校・中学校・高等学校等に配布しているほか、これらの教材を活用したモデル授業例（第2-32図）を法務省ホームページで公開<sup>58</sup>
- ・教員向け法教育セミナーの企画・実施や、法教育に関するリーフレット（第2-33図）の作成・配布を通じて、学校現場における充実した法教育の推進
- ・学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員や児童・生徒のほか、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施
- ・成年年齢引下げを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレット（第2-34図）を作成し、全国の高等学校等に配布

第2-32図 法教育教材を活用した法教育モデル授業



（出典）法務省資料

57 第49回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況（抽出調査）  
<<https://www.soumu.go.jp/senkyo/49syusokuhou/index.html>>

58 [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku\\_jugyou.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html)

第2-33図 法教育に関するリーフレット（抜粋）



(出典) 法務省資料



第2-34図 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット（抜粋）



(出典) 法務省資料



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

#### (4) 租税教育（国税庁）

国税庁は、小学生から社会人手前までの子供や若者が租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、租税教育推進関係省庁等協議会（国税庁、総務省、文部科学省などで構成）を中心に、民間団体と連携しながら、以下の取組を行い、租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めている。

- ・各都道府県等に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、民間団体と連携・協力し、学校からの要請に基づく租税教室への講師派遣や、学校の教員を対象とした講習会の開催、租税教育用副教材の作成・配付、税に関する作文の募集などを実施
- ・国税庁ホームページに「税の学習コーナー」（第2-35図）を開設し、子供が自ら楽しみながら税を学習できるよう租税教育用動画教材、クイズ、ゲームなどのコンテンツを提供
- ・学校の教員を始め租税教育を行う指導者が利用できる電子媒体の教材である「租税教育用教材」を提供

第2-35図 税の学習コーナー



(出典) 国税庁ホームページ

#### (5) 金融経済教育（金融庁）

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とすることにある。そのため金融庁は、以下の取組を行うことにより、金融リテラシーの向上を図っている。

- ・金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む）の実施や教員向け研修会への講師派遣を行うほか、高校生及び教員向けの金融経済教育に関する授業動画等のオンライン配信を実施
- ・金融庁と関係団体が連携し、ライフプランニング、資産形成、リスクへの備え、金融トラブルへの対応等を内容とする連携講座（「マネビタ」）を実施
- ・子供たちに訴求力の高いコンテンツである「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる「うんこお金ドリル（生活編・経済編）」<sup>59</sup>を公表。冊子も作成し、無償での配布を開始
- ・家計管理や生活設計の必要性、預貯金・保険・クレジット/ローン・投資に関して最低限知っておくべきことをまとめた「基礎から学べる金融ガイド」（第2-36図）を金融庁ホームページで公表し、無償で配布
- ・令和4年度から施行された成年年齢引下げや、新高等学校学習指導要領の実施を見据え、高校向けの金融経済教育<sup>60</sup>の指導教材を作成し、金融庁ホームページ上で公表。

59 <https://unkogakuen.com/manabi/money>

60 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html>

第2-36図 「基礎から学べる金融ガイド」<sup>61</sup>



(出典) 金融庁ウェブサイト

### (6) 労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）

多様な就業形態が増加する中で、労働関係法令について知ることは、労働関係の紛争や不利益な取扱いの未然の防止に役立つとともに、働き方を選択する上で重要である。

そのため厚生労働省では、高等学校、大学等において労働関係法令を学ぶ機会を確保するために以下の取組などを行っている。

- ・労働関係法令について分かりやすくまとめたハンドブック「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A」<sup>62</sup>を作成し、全国の高等学校・大学等に配布
- ・都道府県労働局等の職員を派遣し、労働関係法令等の講義を実施
- ・高校生・大学生等に対する労働関係法令等の周知のためのセミナーを実施
- ・高等学校・大学等の授業及び若い社会人向けに使用できる労働法教育の指導者用資料を作成し、高等学校・大学等及び地方公共団体へ配布するとともに、教職員・地方公共団体担当者等に対する資料の活用に向けたセミナーの実施

### (7) 消費者教育（消費者庁、文部科学省）

成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、将来を担う全ての若年者に対して、実践的な消費者教育を確実にを行い、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むとともに、消費者市民社会の形成に参画することの意義などについての理解を促すことは喫緊の課題であり、その重要性が再確認されているところである。

政府は、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定。平成30年3月20日変更）に基づき、消費者教育を推進しており、消費者庁では、消費者教育推進会議の意見を聴きつつ、この基本方針の見直しや、若年者に対する消費者教育の機会の充実等の社会情勢等の変化に対応した課題について検討し取りまとめ、公表をしている。令和3年度は、成年年齢引下げ前の最後の1年となることから、関係省庁が更に連携して「[成年年齢引下げに伴う消費者教育全力]キャンペーンの実施について」（令和3年3月22日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、地方公共団体への働き掛け、関係団体への働き掛け、イベント・メディアを通じた周知及びコンテンツの充実・活用の促進等を通じた重層的な取組を実施した。

また、消費者教育関連の情報を集約した消費者教育ポータルサイト（第2-37図）において、最新教材等の収集・掲載等の運用などを行っている。

さらに、各地域における消費者教育の推進を図るため、消費者教育の実践事例の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施するほか、地域における消費者教育の推進体制づくりを支援するため、文部科学省消費者教育アドバイザーの派遣や実証的調査研究を行ってきた。令和4年度も引き続き、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定

61 「基礎から学べる金融ガイド」  
<<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>>

62 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>

着プランー」(令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)<sup>63</sup>に基づき、関係省庁が連携して若年者の消費者教育を一層推進するための取組を実施している。

第2-37図 消費者教育ポータルサイト



(出典) 消費者庁ホームページ

## (8) 社会保障に関する教育(厚生労働省)

国民皆保険・皆年金を始めとする社会保障制度は、国民が安心して生活する上で欠かすことができない制度である。将来の社会を担う若い世代が社会保障の意義を正しく理解し、当事者意識を持って考えることができるようにすることが重要である。

厚生労働省では、教育現場における社会保障教育を促進するため、令和3年度に新たに作成した指導者用マニュアルの高等学校等への配布、教員向け研修における普及・啓発等を行っている。

## (9) 外交や防衛についての情報提供・意識啓発(外務省、防衛省)

外務省は、外交問題に関する子供や若者の理解

を深めるため、次のような取組を行っている。

- ・外務省ホームページにおいて、動画や画像を活用した理解しやすいコンテンツの制作に努めるとともに、クイズやコミックを取り入れた子供向けコンテンツ「キッズ外務省」(第2-38図)を設け、外務省の仕事をわかりやすく紹介。外交をより身近に感じられるよう外務省職員のエッセイやインタビュー記事といった「生の声」を掲載
- ・ソーシャルメディアを活用し、Twitterアカウント「外務省やわらかツイート」では、やわらかく親しみやすい海外事情、外務省の活動等の情報の発信
- ・小学生(高学年)から中学生までを対象に、マンガで外務省の組織や仕事を紹介するパンフレット「外交という仕事」(第2-38図)の提供

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、次の事業を主にオンライン(リモート)形式で実施した(一部は対面形式にて実施)。

- ・外務省職員が全国各地の高等学校で講演する「高校講座」(令和3年度は123件)や全国各地の大学で講演を行う「外交講座」(令和3年度は23件)
- ・外務省を訪問する全国の小学生・中学生・高校生が、省内見学や職員との懇談を行う「小中高生の外務省訪問」(令和3年度は11件)
- ・大学生・大学院生を対象に、外務省や外交官の仕事、日本の外交政策や国際情勢等に対する理解や関心の促進、国際社会で活躍する人材育成を目的とした外務省セミナー「学生と語る」や、国際問題に関する発表を通じて、課題設定能力・分析力・提案力などを競う「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」

63 「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針—消費者教育の実践・定着プラン—」  
 <[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/basic\\_policy/#m04\\_03](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/#m04_03)>

第2-38図 外務省の業務内容や外交官の仕事を紹介するホームページコンテンツ及び広報啓発資料



(出典) 外務省ホームページ



(出典) 外務省資料

防衛省は、防衛省・自衛隊や防衛施策に関する子供や若者の理解を深めるため、以下の取組を行っている。

- ・小学生・中学生・高校生による部隊見学や隊内生活体験、大学生・大学院生による自衛隊生活体験ツアーの受入れ
- ・自衛隊音楽まつりや富士総合火力演習において、小学生から大学生などを対象とした特別枠を設け優先的に案内（令和3年度は自衛隊音楽まつりが新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止となったため、代替行事として「青少年のための3自衛隊合同コンサート」を開催）

- ・若い世代を始めとする幅広い層に親しみを持ってもらえるよう、「モーショнкомミック」を作成
- ・防衛省ホームページにキッズサイトを設け、子供や若年層向けに防衛省・自衛隊を分かりやすく紹介（第2-39図）
- ・防衛省の取組を紹介する小学生・中学生を対象とした防衛省「こども霞が関見学デー」の実施
- ・防衛白書の内容を若年層向けに分かりやすくまとめた「はじめての防衛白書」を作成（第2-39図）

第2-39図 防衛省ホームページに設けたキッズサイト及びはじめての防衛白書



(出典) 防衛省ホームページ



(出典) 防衛省資料

## 2 ボランティア活動等による社会参画の推進（文部科学省）

学校教育における総合的な学習の時間・特別活動や、地域学校協働活動において、子供の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。

青少年教育施設では、ボランティアに関する各種事業が実施され、子供や若者が社会性を育む機会が提供されている。独立行政法人国立青少年教育振興機構は、ボランティア活動に取り組む学生を中心に、全国の学生間の交流や学び合いを提供するためのフォーラムを支援している。

### TOPICS No.2

## 18歳成年時代に向けた取組

成年年齢の引下げは、18歳以上の方々を大人として扱うべきであるという社会における意識の変化をその背景としている。

そのような社会における意識の変化の端緒として、平成19年に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律において、憲法改正国民投票の投票権年齢が18歳と定められたことが挙げられる。同法は、附則において、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢に関しても、将来的に18歳へ引き下げることについての検討を政府に求めるものであった。

その後、政府において選挙権年齢や成年年齢の引下げに関する検討が進められ、平成27年には公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられ、平成28年の参議院議員通常選挙から18歳選挙権が実施された。このように、憲法改正国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の者を大人として扱うという政策が進められてきたことや、世界的には成年年齢と選挙権年齢を共に18歳と定めるのが主流であること等を踏まえれば、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の者を大人として取り扱うのが適当であると考えられたため、改正法案が国会に提出され、平成30年6月に、成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする改正法が成立した。

### 1. 制度の概要・趣旨等

#### (1) 成年年齢引下げの意義

令和4年4月1日に成年年齢の引下げが施行され、同日の時点で既に18歳、19歳の方々と、その後に18歳を迎える方々は、いずれも成年に達した者として扱われることとなった。

民法の成年年齢には、①親権者等の法定代理人の同意なく一人で契約を結ぶことができるようになる年齢、②親権に服さなくなる年齢、の2つの意味がある。したがって、成年年齢が18歳に引き下げられた現在、18歳、19歳の方々は、親権者の同意を得ずに、様々な契約をすることが可能となった。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入する、といったことが、法律上は一人でできる（返済能力等について審査が行われる場合もあるため、実際には契約することができない場合もあり得るが、未成年者であることを理由に制限されることはない。）。また、親権に服することがなくなった結果、自分の住む場所（居所）を自分の意思で決めたり、進学や就職などの進路についても、自分の意思で決めることができる（もっとも、進路決定について、保護者や教員の理解を得ることが大切なことに変わりはない。）。

成年年齢の引下げは、18歳、19歳の方々



を一人前の構成員として社会に迎え入れるという意義を有する。成年年齢の引下げにより、若年者の積極的な社会参画を促進することが期待される。

## (2) 令和4年4月1日から変わったこと、変わらないこと

### ①変わったこと

上記のとおり、成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方々は、法定代理人の同意を得ずに、様々な契約をすることが可能となり、また、親権に服さなくなった。

このほかに、次のことが18歳でできるようになった。

- ・ 10年間有効なパスポートの取得
  - ・ 公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと（資格試験への合格等が必要。）
  - ・ 性別の取扱いの変更審判を受けること等
- また、改正法ではこれまで16歳だった女

性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢の差を解消した。したがって、令和4年4月1日以降は男女ともに婚姻開始年齢が18歳となり、また、婚姻に当たって、これまで未成年者の婚姻において必要とされていた親権者の同意は不要となった（もっとも、令和4年4月1日時点で16歳に達していた女性については、同日以降も引き続き16歳で婚姻することは可能であるが、18歳未満で婚姻する場合には親権者の同意が必要となる。）。

### ②変わらないこと

酒類やたばこに関する年齢制限については、健康被害への懸念などから、20歳のまま維持することとしている。公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限についても、ギャンブル依存症対策などの観点から従来の年齢を維持することとしている。

## 成年年齢引下げで変わったこと、変わらないこと

### ○ 18歳でできるようになるもの

- ・ 銀行でお金を借りる
  - ・ クレジットカードを作成する
  - ・ 自動車を購入する
  - ・ アパートを借りる
  - ・ 10年パスポートを取得する
- など

### × 引き続き20歳までダメなもの

- ・ たばこを吸う
  - ・ お酒を飲む
  - ・ 競馬の馬券を買う
- など



## (3) 改正法を受けた政府全体の取組について

成年年齢の引下げは、若年者の積極的な社会参加を促すという意義を有するものであるが、その反面、若年者の消費者被害の拡大の

おそれや、若年者への自立支援の必要性が指摘されてきた。

これらの指摘を受けて、政府としては、これまで、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の開催等を

通じて、政府一体となって、消費者被害防止や若年者自立支援等の環境整備の施策を推進してきた。また、令和4年1月には、内閣総理大臣の下で、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」を開催し、施行に向けて、これらの環境整備の施策をより強力に推進することが確認された。

## 2. 具体的な施策

### (1) 若者自立支援について

#### ① キャリア教育の支援

文部科学省では、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図るため、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高等学校におけるインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう「キャリア・パスポート」をすべての学校において実施するなど、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進している。また、例年、「キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡協議会」において、各都道府県及び政令指定都市の担当指導主事に成年年齢の引下げに向けた環境整備施策の概要説明及び資料配布を行うなど、成年年齢の引下げに伴う状況変化を踏まえた、学校におけるキャリア教育を推進している。

厚生労働省では、地域若者サポートステーション・わかものハローワーク等において、ニート・フリーター等の若者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施している。

#### ② アルバイト

厚生労働省では、使用者及び労働者に労働基準関係法令に関する理解を深めてもらうためにポータルサイト「確かめよう労働条件」<sup>64</sup>を運営し、労働基準関係法令をわかりやすく解説した動画やマンガ等を掲載するなど若者が関心を持ちやすくなるような工夫をしているところである。

また、学生アルバイトを含む労働者等が平日の昼間だけでなく、夜間、土日にも労働相談を行うことを可能とする「労働条件相談ほっとライン」を開設している。

文部科学省では、学校での指導を支援するため、厚生労働省と連携しながら、①働くときのルールやアルバイトのトラブルなどを取り上げたハンドブックやリーフレットの学校における活用の促進、②労働関係法規等の講義を行うための都道府県労働局による講師派遣の周知、③モデル授業案を記載した教員用の資料の周知などの取組を行っている。

#### ③ 困難を有する子供・若者への支援

文部科学省では、様々な課題を抱える児童生徒に対して支援を行うため、令和元年度以降、スクールカウンセラーについては全公立小学校・中学校（27,500校）、スクールソーシャルワーカーについては全中学校区（10,000校区）への配置に要する予算に加え、配置時間の充実のための予算を拡充する等、教育相談体制の更なる充実を図っている。

また、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」等による保護者に対する子育てに関する学習機会や情報の提供、相談対応等の各地方公共団体が実施する家庭教育支援の取組を推進している。

#### ④ アダルトビデオ出演被害問題

アダルトビデオ（AV）出演被害問題は被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害である。

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、AV出演被害を始めとする若年層の性暴力被害が増えるような事態は、何としても回避しなければならない。

AV出演被害問題に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、令和4年3月31日に開催された関係府省対策会議におい

64 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

て、アダルトビデオ出演被害に係る問題緊急対策パッケージを取りまとめた<sup>65</sup>。本パッケージは、「若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化」「被害者保護に係る各種法制度の運用強化」を2つの柱にしている。

内閣府では、毎年4月に実施している「若年層の性暴力被害予防月間」<sup>66</sup>において、本問題について、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、集中的な広報を実施した。

ポスター・リーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、啓発動画を作成し、文部科学省から各教育委員会を通じて、高等学

校等についても周知を依頼した。

作成した啓発動画は、SNSや首都圏の主要な路線のトレインチャンネルで周知を行った。さらに、若年層に影響力をもつインフルエンサーを登用し、18、19歳を含む10～20代を対象にした若年層の性暴力被害予防に関するオンラインイベントを実施した。

また、全都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ワンストップ支援センター）や日本司法支援センター（法テラス）に対して、被害相談があった場合の積極的な協力や連携を求める事務連絡を発出した。



## (2) 婚姻・出産について

18歳になれば親権者の同意なく婚姻できることは、大人として責任のある立場で結婚・出産が行えることを意味する。若い段階で結婚することは、少子化の主な原因である晩婚化の改善につながる可能性を有している一方で、子供が生まれた際に妊娠・子育てと学業との両立といった課題が発生する。これまでも、文部科学省が平成30年3月に発出

した通知において、高校生が妊娠した場合は、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うことが必要であることなどを示しており、引き続き対応していく必要がある。

## 3. まとめ、今後の動き

成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若年者の生活に大きな影響を与えるものであ

65 <https://www.gender.go.jp/kaigi/sonota/avjkaigi.html>

66 内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害予防月間」<[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/jakunengekkan/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html)>

り、その与える影響の内容も様々である。したがって、上記の若年者自立支援の施策を含む成年年齢下げの環境整備の施策は多岐にわたるものであり、その施策の推進は複数の府省庁にまたがる問題であるため、関係府省庁間での連携が不可欠である。

政府としては、これまで、上記の関係府省庁連絡会議や、関係閣僚会合等の開催を通じて、関係府省庁間での緊密な連携を確保し、

成年年齢下げに関する総合的な環境整備の取組を推進してきたところである。

これらの取組は、令和4年4月1日の施行をもって区切りを迎えることとなるが、施行後においても、これらの取組の重要性に変わりはない。引き続き、関係府省庁において、若年者自立支援等の施策をはじめとする成年年齢下げの環境整備の施策を着実に推進していきたい。